

鑑識技能検定実施規程

(最終改正：平成29年9月15日 和歌山県警察本部訓令第24号)

鑑識技能検定実施規程を次のように定める。

鑑識技能検定実施規程

鑑識技能検定実施規程（昭和42年和歌山県警察本部訓令第24号）の全部を次のように改正する。
(趣旨)

第1条 この規程は、鑑識技能検定に関する訓令（平成26年警察庁訓令第2号）の定めるところによるほか、鑑識技能検定（以下「技能検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 技能検定は、警察活動における犯罪鑑識の重要性にかんがみ、警察職員の鑑識技能に関する能力を検定することにより犯罪鑑識の知識及び技能の向上の徹底を図り、犯罪捜査能力の向上に資することを目的とする。

(技能検定の実施者等)

第3条 技能検定の実施及び合格者の決定は、警察本部長が指定する者が行うものとする。

2 技能検定の実施及び合格者の決定は、刑事部長が行うものとする。

なお、刑事部長は、刑事部鑑識課長、刑事部科学捜査研究所長及び刑事部捜査第一課長に技能検定の実施及び合格者の決定を補助させることができるものとする。

(技能検定の受検対象者等)

第4条 技能検定は、刑事部長の指名する者について行う。

2 刑事部長は、技能検定を実施しようとするときは、あらかじめ実施する技能検定の種別、対象者、期日、場所等を関係所属長に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた所属長は、鑑識技能検定受検者名簿（別記様式第1号）を指定の期日までに刑事部長に提出しなければならない。

(技能検定の種別)

第5条 技能検定の種別は、初級鑑識技能検定（以下「初級検定」という。）及び上級鑑識技能検定（以下「上級検定」という。）とし、上級検定は、指掌紋（指紋及び掌紋をいう。以下同じ。）、足痕跡、写真及び鑑識科学の各科目についての科目ごとの上級検定（以下「科目別上級検定」という。）及び総合上級検定とする。

(技能検定の方法)

第6条 初級検定は、現場鑑識一般、指掌紋、足痕跡及び写真の各科目については筆記試験及び実地試験により、鑑識科学の科目については筆記試験により行うものとする。

2 科目別上級検定は、初級検定に合格した者に対し、該当科目について、実地試験により行うものとする。

3 総合上級検定は、科目別上級検定の全部に合格した者に対し、審査により行うものとする。

4 技能検定実施の日時、場所、種別、方法の細目及びその他実施上必要な事項については、その都度刑事部長が定める。

(技能検定の合格基準)

第7条 技能検定の種別各科目の合格基準は別表のとおりとする。

(合格者の通知等)

第8条 刑事部長は、技能検定に合格した者の検定種別、氏名及びその他所要の事項を鑑識技能検定合格者名簿（別記様式第2号）に登載しておくとともに、警務部警務課長（以下、「警務課長」という。）、警務部教養課長（以下、「教養課長」という。）及び合格者の所属する所属長にこれらの事項を通報しなければならない。

2 前項の通報を受けたときは、その旨を警務課長は人事記録に、教養課長は教養カードに、その他の所属長は職員履歴書にそれぞれ記載しておかななければならない。

(庶務)

第9条 この訓令の実施に関する庶務は、刑事部鑑識課において行うものとする。

(細部事項)

第10条 この規程に定めるもののほか、技能検定の実施に関し必要な事項は別に定める。

(別表、別記様式省略)